

(別紙)

広島大学教育学部国語教育会会則

(平成13年8月11日制定)

(平成14年4月1日改定)

(平成16年4月1日改定)

(平成19年8月11日改定)

(令和7年8月11日改訂)

第1条(名称) 本会は、「広島大学教育学部国語教育会」と称し、事務局を広島大学大学院教育学研究科人間社会科学研究科国語文化教育学講座研究室に置く。

第2条(目的) 本会は、会員の研生活の向上を図り、国語教育及び国語文化の研究の発展に資することを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会、2 講演会、3 機関誌「国語教育研究」の発行、4 「会報」の発行、
- 5 親睦のための行事、6 その他、本会の目的の達成に必要な行事

第4条(会員) 本会は、次の者をもって会員とする。

1. 広島大学大学院教育学研究科および人間社会科学研究科国語文化教育学講座の教員(以下、教員とのみ記す)・院生、教育学部国語文化系コース・国語文化教育学プログラムの学部生および卒業生・修了生
2. 広島大学教育学部教科教育学科国語教育学専修の学生・卒業生、及び同大学院の院生・修了生
3. 広島大学教育学部国語科の卒業生及び同大学院の修了生
4. 広島高等師範学校国語科の卒業生有志
5. 広島大学学校教育学部中学校国語研究室の学生・卒業生、および同大学院の院生・修了生
6. 広島大学教育学部中学校国語科の卒業生及び同大学院の修了生
7. 広島大学教育学部東雲分校中学校国語研究室の卒業生
8. 本会に入会を希望し、会長の承認を得た者

第5条(役員) 本会に、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 理事18名(教員3名・事務局員1名、卒業生より10名、院生・学部生より各2名)
3. 会長・理事以外の幹事若干名
4. 会計監査2名

第6条(役員の任務及び選出方法) 本会の役員の任務及び選出方法は、次のとおりとする。

1. 会長
本会を代表し、会務を統括する。

会長は、原則として、広島大学大学院教育学人間社会科学研究科国語文化教育学講座の主任が
たる。

2. 理事

理事会を構成し、本会の事項を審議し、事業の推進にあたる。

理事は、教員3名・事務局員1名、主として在広会員の中から会長が委嘱する卒業生10名、および院生・学部生より各2名。

3. 幹事

事務局会議を構成し、各種議案の作成、機関誌の編集会務の処理に当たる。幹事は、教員と事務局員があたる。

4. 会計監査

会計監査は、本会の会計面について必要と思われる事項を勧告する。会計監査は、総会において選出する。

第7条（役員の任期）本会の役員の任期は、2年とする。ただし、院生・学部生の任期は1年とし、共に、再任を妨げない。

第8条（総会）本会は、毎年1回開催する広島大学教育学部国語教育学会において総会を開き、事業報告、会計報告、役員の交替、その他重要事項の審議決定を行う。

第9条（会費）本会の会費は、年額4000円（ただし、学生会員は2000円）とする。

第10条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10.11条（会則の変更）本会則の変更は、総会の議を経なければならない。